

## 浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

### 1 開催日時

令和4年4月18日（月）午後1時30分開議

### 2 開催場所

第1委員会室

### 3 会議に付した案件

#### 1 行政区再編協議

- (1) デジタルの活用について
- (2) 浜松市区再編（案）パブリック・コメント結果及び市の考え方について
- (3) 区及び主要組織の組織編成、職員配置について
- (4) 区再編後の協議会体制について

13:30

○高林修委員長 ただいまより行財政改革・大都市制度調査特別委員会を開会いたします。  
欠席委員はございません。

市政記者の傍聴についてお諮りをします。許可することよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 それでは、許可いたします。

一般傍聴人の傍聴についてお諮りをいたします。申出があれば許可することよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 それでは、申出があれば許可いたします。

13:30

### ◎前回委員会における協議内容の確認等

13:33

#### 1 行政区再編協議

### ◎結論

デジタルの活用については、報告事項として聞きおくこととし、残りの協議案件は、会派に持ち帰り検討することとなりました。

また、次回の委員会協議を円滑に行うため、事前に質問項目を取りまとめることとなりました。

### ◎発言内容

#### (1) デジタルの活用について

○高林修委員長 それでは、協議に入りますが、本日の協議の進め方ですが、案件が4つと多く、当局からの説明が大半になるかと思えます。その場での質疑・意見も伺いますが、協議事項の多くは会

派へ持ち帰り、次回委員会にて協議を深めていければと思いますので、議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、協議事項（１）デジタルの活用について、当局から資料の説明をお願いいたします。

**○デジタル・スマートシティ推進事業本部副本部長** 資料１を御覧ください。１点目、デジタルを活用したまちづくりの推進でございます。こちらで全体的なところを御説明いたしまして、次ページ以降で個別の取組につきまして説明をさせていただきます。背景・経緯でございますが、本市では令和元年にデジタルファースト宣言を行い、令和２年度には推進体制を整備、さらにデジタル・スマートシティ構想を策定し、デジタルを活用し市民の利便性の向上、社会課題への対応を図っております。

また、国においては令和３年９月１日にデジタル庁が発足、同日にはデジタル社会形成基本法が施行されるなど、デジタル改革が強力に進められております。

取組といたしまして、２点説明をいたします。１点目でございますが、デジタルを活用したまちづくり推進条例の制定でございます。これまでの宣言、構想を踏まえまして、条例の制定によりデジタル利活用による課題解決等の取組をさらに進めてまいりたいと考えております。また、条例には基本指針並びに計画の策定を規定していきたいと考えております。なお、基本指針につきましては、デジタル・スマートシティ構想といたしまして、計画は条例制定後、基本指針に基づきまして、新たにDX推進に関する計画を策定してまいります。２点目につきましては、ただいま説明をいたしましたDX推進計画の策定でございます。令和２年１２月に総務省が策定・公表いたしました自治体DX推進計画を踏まえまして、本市の計画を策定するものでございます。昨年度、市長が本部長を務めます市内のデジタル・スマートシティ推進本部会議で取りまとめたデジタル・ガバメント、いわゆる電子行政分野の取組事項につきまして、事業内容、KPI、目標値、スケジュールを計画に位置づけていきたいと考えております。主な取組は下記のとおりでございます。こちらの取組につきましては、次ページ以降で個別に説明をいたしたいと思っております。今後のスケジュールでございますが、条例につきましては、４月１４日まで行いましたパブリックコメントの結果に対する市の考え方につきまして、５月１３日の総務委員会で報告し、公表するとともに、条例の案につきまして５月議会に提案してまいりたいと考えております。施行の時期といたしましては、７月１日を予定しております。DX推進計画につきましては、令和５年３月、今年度中の策定・公表を予定しております。

続いて、次ページ、２点目でございますが、行政手続のオンライン化の推進につきまして説明をさせていただきます。こちらの取組の目的でございますが、市役所に来庁しなくても手続が完了するなど、市民の皆様の利便性向上並びに行政運営の効率化を図るため進めるものでございます。取組内容でございますが、令和２年１０月に策定いたしましたオンライン化の推進方針に従いまして、今年度末までを強化期間といたしましてオンライン化を集中的に推進しております。３点目のKPI及び実績・計画でございますが、令和５年度末までに２７６０の手続をオンライン化できるようにしてまいりたいと考えております。既に令和３年度でございますが、累計といたしまして５１３の手続がオンライン化で完了できるようになってございます。今年度、令和４年度につきましては、こちらも累計で１２５３の手続がオンライン化できるようにしていきたいと思っております。今年度の単年度といたしましては７７０の手続をオンライン化してまいりたいと考えております。今年度合わせて②番の内容でございますが、汎用的な電子申請システムを１０月に稼働することで、本人確認や事業者の認証が必要な手続のオンライン化を拡大し、オンライン化をさらに進めてまいりたいと考えております。

続きまして、次ページを御覧ください。３点目、書かない窓口の導入でございます。取組の目的でご

ございますが、窓口におきまして、書かせない、待たせないという市民にとりまして優しい行政サービスを目指して取組を進めていきたいと考えております。取組の内容につきましては、現在の総合窓口（ワンストップ）の対応に加えまして、申請者の状況に応じた必要な手続の判別など複雑な対応を適切にガイドする機能、また、必要な申請書を来庁者に書かせることなく作成し、署名のみで受付する機能、さらには受付情報を業務システムに自動入力する機能を備えたシステムを導入することで、いわゆる書かない総合窓口を実現してまいりたいと考えております。K P Iにつきましては、今後窓口対応の時間短縮など、K P Iを設定してまいりたいと思います。今年度の取組でございますが、資料の一番下の米印でございますが、令和4年4月1日付で、デジタル田園都市国家構想推進交付金（Type 1）の事業として交付決定をいただきましたので、今後補正予算として要求し、措置後、令和5年2月稼働を目指し取組を進めてまいりたいと考えております。

次のページを御覧ください。4点目、キャッシュレス決済の推進でございます。目的です。クレジットカードや電子マネーなど現金によらず支払いができるキャッシュレス化の需要の高まりへ対応するとともに、職員の現金の取扱いにおける時間を削減するなど、市民の利便性の向上及び生産性の向上を図ってまいりたいと考えております。取組ですが、昨年度、全庁の調査を実施しまして、証明書等交付手数料と使用料関係を扱う施設に関しまして、年間取扱件数等を勘案し、導入を進める順序を整理し、計画を策定いたしました。これに基づきまして、今後キャッシュレスを進めてまいりたいと考えております。3番目のK P I等でございますけれども、令和6年度末までに181の施設でのキャッシュレスの導入を図ってまいりたいと考えております。昨年度の実績でございますけれども、17の施設での導入を行いました。具体的には手数料関係で12施設、使用料等で5施設、また、今年度につきましては、手数料関係では50の施設、具体的には協働センターやサービスセンター、ふれあいセンター等の窓口でのキャッシュレス化を進め、手数料関係の窓口といたしましては、全体として62施設を予定しておりますけれども、これら全て今年度末に導入を完了するものでございます。

続いて、次のページを御覧ください。電子契約の推進でございます。こちらの取組の目的でございますが、事業者並びに市の契約事務の負担軽減に向けて、電子契約の導入を推進するものでございます。取組の内容でございますが、システム導入に関する事業者の皆様のコストの最適化や国・県・他都市が使用するシステムとの互換性・連動性に留意し、本格導入を目指してまいりたいと考えております。

K P I等でございますけれども、今年度、工事契約で600件程度、物品契約で500件程度の検証を行いまして、一番下でございますけれども、令和5年度の本格導入を目指してまいりたいと考えております。

次のページを御覧ください。こちらが最後の項目となりますけれども、6点目、電子請求の推進でございます。取組の目的でございます。民間の商取引におきまして電子請求の普及が進む中で、行政の支払い事務のデジタル化を推進し、事業者の皆様への利便性向上を図るとともに、庁内の財務会計システムと電子請求書との連携により、支払い事務の効率化を図るものでございます。取組内容でございますが、国が推進するインボイス制度——こちらは令和5年10月開始の予定でございます。——に沿った形で電子請求の導入を進めてまいります。また、電子請求の実証実験による支払い事務への効果検証を行う中で、先ほどの国のインボイス制度に合わせまして、令和5年10月の本格導入を目指してまいりたいと思います。K P Iにつきましては、今年度設定をいたしまして、一番下、令和5年度の10月の本格稼働を目指して進めていきたいと思っております。

**○高林修委員長** 当局の説明は終わりました。

説明内容について質疑のある方は御発言をお願いいたします。

**○松下正行委員** まず、たくさんあるので、所管課をそれぞれ教えていただけますか。

**○デジタル・スマートシティ推進事業本部副本部長** 2点目の行政手続オンライン化につきましては、予算、所管につきましては情報政策課になります。

3点目の書かない窓口につきましては、デジタル・スマートシティ推進事業本部でございます。

4点目、キャッシュレス決済の推進につきましては、手数料関係につきましては情報政策課、使用料につきましてはアセットマネジメント推進課でございます。

5点目の電子契約につきましては調達課、6点目の電子請求については会計課でございます。

**○松下正行委員** 3ページ目の書かない窓口の導入の一番下のほうで、先ほど説明があった令和4年4月1日付でデジタル田園都市国家構想推進交付金、これが国で採択されたということで、ここに括弧書きでType 1と書いてあります。補正予算で上げていくということですが、Type 1があるということはType 2もType 3もあるということだと思っておりますが、そこに触れていいのであれば、ちょっとその説明をお願いしたいということが1つです。委員長、まとめて言ってしまってもいいですか。

**○高林修委員長** 私の判断が間違っているのかもしれないけれども、行政区再編に絡んで、このデジタルの活用の説明があるので、今の質問はちょっと違うかなという気はするのですが、続けてください。

**○松下正行委員** 次ですが、4ページ目のキャッシュレス、令和3年度、令和4年度と幾つかの施設が手数料、使用料をやっていくという数字が出ているわけですが、これは実施できない箇所があるということなのか、全てできるということで進めているのか、ということが2点目になります。

それから、現在、キャッシュレスをやりながら、例えばスーパーとかコンビニで現金を機械でやり取りするということがあるわけですが、浜松市としてはキャッシュレスを進めるに当たって、そういう現金での機械導入、全国を見ると、現金を窓口に渡すのではなくて、機械処理をするという、そういったこともやっているの、そういった機械を設置していくのかどうかというところです。

**○デジタル・スマートシティ推進事業本部副本部長** 1点目のデジタル田園都市構想推進の交付金のType 1、Type 2及びType 3でございますが、今回、書かない窓口の導入におきまして採択を受けたものでございますが、Type 1につきましては、各全国の自治体で取り組んでいるものについての先進的な取組の横展開として国が促進するものとして設けられたものでして、本市におきましても、この交付金のType 1を使いまして申請を行ったところ、書かない窓口につきまして採択を受けたというところでございます。Type 2、Type 3につきましては、データ連携基盤を使ったサービスの実装に向けた取組支援ということで、まさに今3月の末に要綱が出まして、5月の中旬といったところで申込み期限となっておりますので、この活用については現在要綱を見る中で検討しているところでございます。

2点目のキャッシュレスについてでございますが、4ページを御覧ください。キャッシュレスの中で大きく分けまして、手数料と使用料等に分かれてございます。証明書等の交付手数料につきましては、今年度と昨年度で対象となるサービスセンター等、61施設全て終わるものでございます。もう1点の使用料関係でございますが、こちらは例えば、まつぼっくりを対象としたような施設につきましては、まつぼっくりシステムの更新が令和6年度に控えてございますので、まつぼっくりの更新に合わせてそうした施設については対応してまいりたいと考えております。

3点目のスーパーやコンビニで導入されている現金での集金といったところでございますけれども、現時点におきましては、窓口でのキャッシュレスを進める中で、こうした機械の導入というものが、職員

を配置して手続を受ける中で、併せて料金も徴収をしておりますので、そうした機械導入においては費用対効果も含めながら、今後のキャッシュレスの推進を図る中でも検討してまいりたいと考えております。

**○松下正行委員** 今回のキャッシュレスのところ、手数料の施設は全てできるということと、使用料は、まつぼっくりの例を挙げられましたが、それをやれば全てキャッシュレスになるのかどうかということ再度聞きたいと思えます。

**○デジタル・スマートシティ推進事業本部副本部長** キャッシュレスの中で使用料につきましては、年間の利用人数であったり、現金取扱いの状況、そういったことを総合的に勘案し、対象施設をアセットマネジメント推進課で、費用対効果の合うところを選定する中で進めているところでございます。

**○小野田康弘委員** 2ページの行政手続のオンライン化について、令和5年までに2760の手続をオンライン化ということですが、現在、オンラインに対応できない手続はどのぐらいあるのか教えていただければと思えます。

**○デジタル・スマートシティ推進事業本部副本部長** 行政手続のオンライン化につきましては、令和2年10月に、今後の行政手続のオンライン化に関する推進の方針、こういう形で進めていくということ整理いたしました。そうした中で、何らかの規制——具体的には押印の必要がある、もしくは法や条例、規則等で対面にて手続しなければいけない、オンラインでできないような規制——があるものについては、そうした規制の見直しを行った後に、オンライン化を目指していくということでやっております。そうしたことから、昨年度からは、まずは規制がない手続を進めまして、本年度につきましては、年間の件数が100件以上で規制がないものを進め、次年度には100件未満のものにも順次進めていくとしております。最終的に国の手続等において、まだ規制があるものもございまして、今後規制が残っているものにつきましては、順次何らかの規制の緩和等をされる中で、オンラインの手続ができる準備が整った時点で、進めてまいりたいと考えております。

**○小野田康弘委員** あと、最終的というか、現在どのぐらいの件数が残っているのかということが知りたいです。

**○デジタル・スマートシティ推進事業本部副本部長** 行政手続総数につきましては、約4500程度ということで、全庁調査で把握しているものでございます。このうち令和3年4月時点で規制が残っているものにつきましては約1000です。これは国の手続や県の手続も含めてでございます。

また、年間の取扱件数が低いものについて、例えば20件未満のものが700程度ありますので、令和5年度までに挙げてあるものをもって、今できるところについてはほとんどオンライン化が進められると考えております。

**○小野田康弘委員** 残りがまだあるということで、できたらここもどれができるか、できないかというものをある程度見せていただきたいと思えます。行政区再編で、市民が一番関心を持っていることは行政サービスのことだと思えますので、よろしくお願いします。

**○酒井豊実委員** 3点お伺いいたしますが、1点目は、1ページ目の今後のスケジュールの中に意見募集期間が14日までということで終わっているわけですが、その件数についてパブコメ、御意見は何件ぐらいあったのかまず伺います。

2点目は、2ページ目、行政手続のオンライン化の推進の最下段、令和4年度、2の内容のところですが、2番目のポツのところ、マイナポータルを経由した云々と。そして、この整備については国の動向を注視し検討を継続すると書いてありますが、この意味合いは何かと。と申しますのは、国のDX

推進計画では2022年度内に全国的にも自治体でこれを進めるとなっているのですが、そこを含めて伺います。

3点目ですけれども、5ページの電子契約の推進で2の取組内容であります、2行目に互換性・連動性に留意し本格導入を目指す。この互換性・連動性に留意という、この留意の意味合いを伺います。

**○高林修委員長** 酒井委員、申し訳ないけれども、パブリックコメントの質疑については、素朴な疑問があるかと思いますが、意見募集が何件とか、その件数を聞いても行政区再編の話に反映するとは僕は思わないです。ですので、そこら辺は副本部長から簡単に説明してもらえますか。

**○デジタル・スマートシティ推進事業本部副本部長** 1点目につきましてはまだ継続中でございますが、速報値としては約170程度でございます。

2点目のオンラインの関係ですが、2ページを御覧いただきまして、御指摘のマイナポータルを経由した申請情報を本市基幹システムと連動させるといったところにつきましては、現在システムのセキュリティー上、直接電子データとして本市の基幹システムに連動できない形になっておりますが、こういう形であれば、ちゃんと安全にやり取りができるといったところを今後国が示すということになっておりますので、それに基づいて、安全かつしっかりと申請からデータを基幹システムへ入れ込むところまでの効率化について、国の指針に従ってやっていきたいと考えてございます。

最後の3点目、電子契約のところでございますけれども、ばらばらとシステムが乱立して、事業者の皆様が実態ごとに個別のシステムを使うことがないように、そういったところに留意して導入を目指してまいりたいということで考えております。

**○高林修委員長** よろしいですか。

**○酒井豊実委員** はい。

**○高林修委員長** 委員会の最後のところで質疑があれば、取りまとめていきたいという話もさせていただきます。ですので、一番最初に議事進行をよろしくと私も申し上げたので、あまり細かいお話とか、少し道がそれたような質疑は、御留意いただきたいと思います。

デジタル・スマートシティ推進事業本部への質疑については、これはあくまで報告事項なので、今後もこのデジタル活用については当委員会に報告があると思います。

**○加茂俊武委員** 正直、総務委員会案件なので、ここで議論されるのは委員長とすると非常にちょっと……。特に、この資料1の1ページ目についてはどういうことかと思えますし、あまりここで議論すべきではないのだろうなど。予算審査でも大体やっていますし、なぜここに出てきたのか、少し……。

**○高林修委員長** 加茂委員、総務委員長としてのクレームはもっともだと私も思いますので。

**○加茂俊武委員** この場でそれを言ってもしょうがないのだけれども。

**○高林修委員長** 分かりました。

それでは、本件については報告事項として今日のところは聞きおくことといたします。

## (2) 浜松市区再編(案)パブリック・コメント結果及び市の考え方について

**○高林修委員長** 次に、協議事項(2)、浜松市区再編(案)パブリック・コメント結果及び市の考え方について、当局から資料の説明をお願いいたします。

**○区再編推進事業本部副本部長** パブリックコメントの意見募集結果につきましては、資料が2つございます。資料2-1と2-2となります。この2つを使って御説明いたします。資料の順番が逆になりますが、2-2は公表の全体版で、資料2-1は2-2から意見が多かった項目を取り出した概要版

となります。それでは、まず概要について資料2-1を基に説明させていただきますので、資料2-1を御覧ください。

1ページ目です。上の1、意見の内訳と案に対する反映の表ですが、前回委員会で速報としてお伝えしたとおり、意見数は792件となっております。提案、要望、質問、その他の4つに分類しています。それぞれの意見について、市の考え方を右の表のとおり、案の修正、今後の参考、盛り込み済、その他に分類し、示しています。案に直接影響を及ぼさない場合や、案に反映しない場合はその他としています。これらの分類整理はパブリックコメント制度共通の取扱いとなります。それでは、表の下、2、主な意見と市の考え方についてです。ここからは先ほど申し上げましたとおり、資料2-2からの主な意見を取り出し、市の考え方を転記しております。

3ページの中ほどを御覧ください。二重丸のところ、区の数・線引きについてのところです。2区を支持する意見があります。これに対する市の考え方といたしまして、その下、特別委員会で協議され、区の数をもとにしたこと、線引きの理由についてお示しして、また、それらはパブリックコメント資料の参考資料にも記載してあることから、盛り込み済と整理してございます。

4ページを御覧ください。上の段の同じく二重丸、区の名称・地名についてです。区の名称や、その決定方法については様々な御意見をいただいております。これに対する市の考え方として、区名につきましては、これまで協議スケジュールでもお示ししましたとおり、6月から10月頃にかけて市民の皆様にご参加いただくことを想定しております。これから検討という形になりますので、今後の参考ということにしてあります。

5ページを御覧ください。一番上の二重丸、再編の趣旨・目的です。人口減少や財政状況などについて、市の現状を丁寧に説明するように案の修正といたしました。具体的には5ページの中段以降、ここからしばらく続きますが、7ページにかけて記載してありますが、“やらまいか”人口ビジョンや総合戦略、中期財政計画などについて概略と、それぞれ掲載のホームページを御案内するQRコードを追記することといたしました。

7ページが一番下のポツ、点を御覧ください。こちらも頂いている意見ですが、この3区案は妥当であるといった区の再編案、3区案に対し賛同を示す意見、8ページ、一番上ですが、一重丸のサービス提供体制について、区役所が遠くなることについての不安といった感想、そして、再編案に対する質問はその他として分類しています。

11ページです。下のほうの⑥協働センターのコミュニティ支援の充実です。市の考え方は12ページとなりますが、コミュニティ担当職員を正規職員2名とすることについてメリットを改めて御説明して、地域から再任用職員を継続して配置する希望がある場合には柔軟に対応すること、また、自治会の負担軽減の工夫を図ることなどをお示ししています。

12ページが一番下、⑦住民自治（協議会の体制）です。協議会についても様々な御意見をいただいております。こちらについては、先ほどの区名と同様に、頂いた意見を参考に、今後特別委員会で協議するというようにしてあります。以上が資料2-1、概要と見方になります。

資料2-2につきましては、冒頭申し上げましたとおり、公表用の全体版となりますが、特別委員会用に一部追記してある部分がございますので、御説明します。

資料2-2の2ページを御覧ください。上から3行目です。二重丸で少し色がついているところですが、内定の経緯・理由で始まる行です。こちらの行の最後に、斜体で別紙2、ナンバー1から18と記載してあります。この別紙2というのは、前回の特別委員会で配付した別紙2を指しております。寄せら

れた意見792件全てに付番してありますので、そちらと突き合わせることができるようになっております。この斜体の部分については、同様の趣旨で書いてありまして、その下の四角囲みの部分を御覧ください。最初の御意見のところですが、代表的な意見が2つ記載してあります。それぞれ意見の最後に括弧書きで、例えば（北区・ナンバー11）、2つ目のところは（北区・ナンバー12）と記載してあります。こちらにも別紙2の番号になります。この四角囲みの一番右下の角のところですが、こちらにもナンバー1から10、13、14と記載してあります。この斜体のところは同様に前回の別紙2の792件と突合できるようになっております。こちらの斜体部分は公表時には削除することになります。

**○高林修委員長** 当局からの説明は終わりました。

説明内容について質疑のある方は御発言をお願いしたいのですが、あくまで案に対する当局の考え方に対してまず質疑をしていただきたいと思ひますし、パブリックコメントそのものに対する感想とか意見とかいうことについては、大変申し訳ないのですけれども、質疑は受け付けませんので、よろしくお願ひします。まず、資料2-1、資料2-2とおっしゃっていただいて、ページ数を言ってもらって、御質疑いただければ大変ありがたいです。

**○酒井豊実委員** 資料2-1の7ページ中段、④財政の見通し・対応についてというところで若干文言の修正がありますが、財政状況がどうかということについて、中段で「本市の財政が比較的健全な状態にある今こそ」というような書き出しになっておりますけれども、先般の本会議での代表質問でも議論がありましたが、全国の政令指定都市の中でも財政状況が将来に対して不安のない最良のものであるという判断も市長のほうからされたと思ひます。そのような状況というのは、ここには全くかいま見ることではできないわけですが、何か財政が危ないというような比較的そういう中身で統一されているような気がしますけれども、将来負担比率の指標についてはどう考えているのか、盛り込むべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

**○区再編推進事業本部副本部長** 財政の見通しに対する御指摘、御意見かと思ひますが、7ページの④のところ、中期財政計画の記載を抜粋して概要を記載してあります。今お伺ひしたお話というのは、中期財政計画そのもの、こちらのホームページのURL、あとQRコードで御案内しておりますので、中身については、今回区の再編に係る部分ですので、全件をここに載せるということではなくて、ほかの案件もそうですけれども、そちらを御案内するような形にしてあります。

**○酒井豊実委員** まさに、将来に備えるということが基本的な方向性としての区の再編の中身と書いてありますが、将来負担比率というのは非常に重い財政指標でありますので、URLではなくて、しっかり市民に分かりやすく伝えていく必要があると思ひますが、併せていかがでしょうか。

**○区再編推進事業本部副本部長** 先ほど申し上げましたとおり、中期財政計画でそのあたりはうたっておりますので、こちらに御案内したいと思ひます。

**○松下正行委員** 資料2-1の12ページ、ここは11ページの協働センターのコミュニティ支援の充実というところで、市の考え方、今後の参考というところで、①の協働センターはいいのですが、その下の段落で自治会のことが4行ぐらい出ていまして、「自治会に依頼する業務については、依頼できる範囲などについてルールを定め、自治会に過度な負担が生じることのないよう庁内に呼びかけています。今後も自治会の御意見を伺いながら負担軽減の工夫を図ってまいります」と。ここは非常に重要なことと私も感じていまして、区の再編に関わる部分の中で、例えば協議会の2層という中でも自治会の負担が過度にならないようにという意見もあったと思ひます。個人的には市が自治会に依頼している業務の全般が出てきて、例えば自治会のDXもやっているように、ここが改善されて負担が減るとか、そいう

うことが分かるような資料の提示が必要ではないかと思えます。

実際には、庁内でかなり絡んでいる話で、各所管から出すと物すごい量になるという感じがあるのですが、そういったこともこの区の再編の議論の中では少しやっておいたほうが良いと思うので、当局のほうでできるかどうかということを知りたいし、何か、自治会の負担がこういうところが減ったというのが明確に分かるような資料の提示というのが必要ではないかと思えます。

もう1点は、その一番下のところの市の考え方、その他というところで、コミュニティ支援、コミ担のことだと思うのですが、1人はそのまま残り、もう1人は替わっても大丈夫みたいな答えになっているのですが、例えば、そもそも2人を長期とまで言いませんけれども、中期ぐらいはずっとということではできないのか。区の再編がスタートする時点において、数年継続してできるような仕組みができるといいと、これを読んで感じたわけですが、そこら辺、2点答えていただければと思います。

**○市民部長** 後半部分の御質問でございますけれども、コミュニティ担当職員の協働センター等への配置の年数については、少し長期化をする方向性で運用していくのがよかろうと担当部局としては考えておりますが、これは当然人事異動のサイクル等も関わってまいりますので、最終的にどういう形で運用していくかというのは、また総務部局との調整も図る必要があろうと考えています。

ただ、将来的には2名体制という形になりますので、そうしますと、ここに書かれているとおり、一度に2名を替えるということではなくて、異動のサイクルは1名ずつ替えていくことによって、その情報については残った職員がちゃんと引き継げるということになります。従来ですと、1人が交代するものですから、ほぼ引継書とか、口頭説明の引継ぎだけになるわけですが、ここには職員が残りますので、2人体制になることによって、事業承継はより確実なものにはなると考えております。

**○松下正行委員** 今、市民部長が言われたとおりで、可能であれば2人とも区の再編をしたばかりのときには、数年は2人でずっと継続できる配置が一番いいかと私も思いますので、そこはぜひ検討していただければと思います。

**○高林修委員長** 委員の皆様にお話ししますが、一応質疑ということをお願いをしておりますけれども、市の考え方について加筆訂正が必要であるという御意見もあろうかと思いますが、先ほど言ったように、質疑・意見は取りまとめていただくので、そこへ書いていただければと思っています。ここで加筆訂正の意見のやり取りは時間がかかるので、大変申し訳ないですが、よろしく願います。

それと、1点目の自治会の負担の件ですが、各区によって自治会の依頼項目は違うのですよね。それの一覧表はあると思いますので、それを出していただいた上でまた御検討いただければと思いますし、その資料を参考に、区の協議会の在り方のときにまたお話ししていただければと思います。

**○太田康隆委員** 2点質問させていただきますが、1点目は、スケジュール感です。今回、こうして1月、2月に行われたパブコメの対応の考え方が示されたわけですが、全ての市民の皆さんが関わるこの区の再編ということで、その中で792件、延べの件数の意見が寄せられたということは、大変重いなと思っています。それぞれお寄せいただいた意見、提出された方々は、御自分が出した意見がどんな形で取り扱われているのかということに興味を持っていると思います。実際聞かれてもいます。そうしたことに對して、いつ頃からこういった形で市民の皆さんがその対応の結果を確認できるのか、その辺を教えてください。

先ほど委員長が触れられましたけれども、これで議会のやり取りも意見があれば出した形で、最終的なパブコメに対する結果というものが固まっていくと思いますが、その辺も含めて教えてください。

**○区再編推進事業本部副本部長** スケジュールのことでの御意見をいただきました。パブリックコメ

ントの資料の中でも、1枚目の表紙のところ、市の考え方の公表ということで御案内しています。本市の考え方と併せて、令和4年5月に公表するというので、公表先は案の公表先と同じであり、公の施設でありますとか、ホームページでの公表という形での御案内をしております。

**○太田康隆委員** そうすると、5月、おおむね連休明けとか、そういうスケジュールというのは分かりますか。

**○区再編推進事業本部副本部長** 今日、市の考え方というのも示させていただきましたし、先ほど委員長から会派でまた御意見等ありましたらまとめていただいて、お知らせいただけるというお話がありましたので、それらを踏まえて、また特別委員会で御協議していただきながらという形になるかと思えますので、そのタイミングになるかと思えます。

**○太田康隆委員** ちょっと曖昧だけれども。特別委員会でこうやって資料が出てくると、通常この資料というのはもう市民の目に触れて全然問題ないということになってしまうのですが、先ほど慎重に取り扱わなければいけないと私自身も思っていたのは、議会とのやり取りが今後考えられるので、ですから、パブコメ制度自体はもう市民の皆様に向けた制度ですよ。その市民の皆様が自分の意見の扱いがどのようになっているのだということに大変興味を持っているということを前提にすると、我々もその質問に対して答えていかなくてはいけないものですから聞いているわけですね。そこについてもう少し分かりやすく教えていただけますか。

**○区再編推進事業本部長** 基本的に先ほど副本部長からも話がありましたが、またこれに関する御協議というのは次回の特別委員会でも行うということです。今、内定案のところでのパブコメをしていますが、5月にはこれを決定していくというスケジュールも確定をしております。5月のしかるべき時期に、この委員会での結論として決定というところの日があろうかと思えますので、その日をもって公表していくような、そういった想定をしております。

**○太田康隆委員** はい、分かりました。

もう一つの質問は、これは本部長に聞きたいのですが、区の再編という議論が住民投票を踏まえて、あの時点では拮抗しているということの中から、様々な経緯を経て3区という形のものに収れんしようとしています。このパブコメというのは、市民の皆さんが意見を寄せられる一つの貴重な方法であって、当然それは尊重されなければいけないわけですが、当局も区の再編ということに軸足を乗せて進めてきたということになると、市民のパブコメに対する取扱いというのは、自分に都合のいいものは扱って、都合の悪いものは扱っていないとすると、それは問題あるわけですよ。ですから、そこら辺を間違いなく今まで区再編推進事業本部として、パブコメに対して公平に扱っていますよということで、そういうふうに理解していいですね。そこを確認しておきます。

**○区再編推進事業本部長** 今、太田委員から御指摘いただいたように、パブリックコメント792件の中には、傾向として否定的な御意見であるとか、肯定的な御意見であるとか、様々な御意見をお寄せいただいたところがございます。当局としては、そういった様々な御意見に対して、今回、資料の2-2でお示しをしておりますけれども、市の考え方を整理する中で、頂いた貴重な御意見というのは、今後再編後の組織や協議会等の制度設計を行うであるとか、再編後の新しい区になってから、様々な運用をしていくというようなこと、そういったことを通して、寄せられた貴重な御意見に応えていきたいと考えております。

**○太田康隆委員** 実際に寄せられた792件の要約したものを、2-2の資料として我々は与えられているわけです。だから、本当にパブコメに対する当局の対応は大変だと思います。そもそも寄せられた意

見を要約していかなくてはいけないから。その要約の段階で言っているわけです、僕は。都合のいいような要約の仕方ではないですよ。そこは趣旨をきちんと拾って、公平に意見を要約していますという確認をしたかったわけです。今、公平にやっていますということですので、それで間違いないということで、もう一回確認しますけれども、いいですね。

**○区再編推進事業本部長** はい。

**○太田康隆委員** 結構です。

**○高林修委員長** 今の太田康隆委員の御意見については、先ほど嶋津副本部長から話がありましたが、前回、お渡しした別紙2は全部網羅しているわけですよ。だから、今後の市の考え方等について意見があれば、もう一度それも読み直していただいて、確かに当局も軸足は再編になっているわけですが、手前みそな要約をしているかどうかは、多分見てもらえれば分かると思いますので、各委員はそこから辺をもう一度確認をしていただきたいと思います。

先ほど来、お話ししているように、資料2-2も含めてこのところは、当局が市の考え方について太字で書いてあるわけですね、盛り込み済とか。皆さんの中で、こういう表現はいかがなものかとか、ちょっと論点ずれていませんかとか、ということが多分あると思います。それについても何度も申し上げますが、意見を取りまとめていただきたいと思っていますし、今どうしてもおっしゃりたいという方があればお話をしていただければと思います、よろしいでしょうか。

**○酒井豊実委員** 先ほど本部長の答弁といいますか、これからのスケジュールからパブコメの結果の公表の時期は、協議を経た上で調整を経て、5月に案を決定していくから、決定に合わせて公表していくと聞き取ったのですが、そういうことですか。

**○区再編推進事業本部本部長** 5月のどこかの日程になろうかと思いますが、この特別委員会として再編案を決定していくという場があるかと思いますが。その際には、今回お示しをしている資料2-2、こちらの最終版も併せてお示しをしていくということで、先ほど発言したものでございます。

**○酒井豊実委員** それはいかがなものかというか、まずいのではないかと。そもそもパブコメが「あなたの意見で市政が変わる」ということで進められているわけですので、最終的にはこのパブコメの集約したものを公表して、市民の何らかの意見も当然返ってくるということを諮りながら審議をするというのがスケジュールではないのでしょうか。いかがでしょう。

**○区再編推進事業本部本部長** 今年6月までの協議スケジュールにつきましては、2月18日の本特別委員会でも御承認をいただいたところでございますけれども、その際にもお示しした資料でパブリックコメントの結果につきましては4月にかけて協議をしていくということ。区割り案の決定については5月中旬を目途にしていくというようなことでございますので、そういった御承認いただいたスケジュールに基づいて、先ほど発言したということでございます。

**○酒井豊実委員** スケジュールはスケジュールでありまして、このような膨大なパブコメでの市民意見が寄せられて、それに対する当局の見解も一応案が出されて、それでまた会派にこれを持ち帰って、意見なり修正、訂正なりを出す。それで委員会にまたかけるという段階を踏むわけですので、非常に丁寧なスケジュールにのっとりやるということなので、とんとん拍子では決してないわけです。市民の皆さんへも様子を逐一報告し、市民意見が反映したのかどうか、それを判断していきたいという流れでありますから、それは区の協議会の中でも区の自治連の意見の中でも出されてきたことですよ。スケジュールありきで進むなということを言われているわけで、その辺はスケジュール最優先ではなくて、市民意見、市民目線は大事だということで進めるべきではないかと、そんなふうに思いますので、スケ

ジュールはコンプリートされてないと、そこら辺の柔軟性を発揮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○高林修委員長** 酒井委員、スケジュールを決めたのは当委員会なのですよ。今のような発言をされるのであれば、スケジュールを決めた段階でお話をしてください。今さらパブリックコメントを公表して、同時に決定ということに対して、またそのような御意見をされるというのは、委員会での結論を否定していますよね。

酒井委員もこの委員会の委員なわけではないですか。もともと反対かもしれないけれども、今のスケジュールに関しては我々が認めてやってきたわけだし、パブリックコメント制度からいっても、これだけ皆様から意見を頂いて、当局がそれに対して考え方を示して、その示した考え方について、まだあともう一回は委員会の中で協議するわけですから。これはあくまで委員会がみずからやることなので、もう一度市民の皆さんにフィードバックということは、委員会としては考えられませんので、そのところの認識は間違っていると思っています。ですので、当局にそのことに関してこれ以上の質問はやめてください。

**○酒井豊実委員** 私は常にこの間も慎重に慎重にということ、市民目線でということを書いてきましたが、今度の場合、区の再編パブコメの結果をペーパーで出して、それは市役所であれ、区役所であれ、協働センターであれ、市民の目に触れることとなります。それから、浜松市のホームページでネット上にも公表される。公表されて見たら、もうそのときには委員会で決定していたということでは、あまりにも強引ではないかというふうに考えています。意見です。

**○高林修委員長** 御意見として承っておきます。反論しますけれども、市民の皆さんの目線と言いますが、このパブリックコメントを全部読まれましたか。反対の人もいますし、賛成の人もいます。反対であってもこう決まった以上は、こういうふうにやっていきたいと思いますという、今後の浜松のことを考えて、意見を出されている方もいるわけですよ。市民目線とおっしゃるけれども、いろいろな市民目線があるわけで、そういう意見を承った上で当局が今考え方を示しているわけですから。

いずれにしても、酒井委員の考え方でいけば、結論はいつまでたっても出ません。

パブコメについての当局の説明について質疑のある方、もう一度申し上げますが、ありますか。よろしいですか。

[発言するものなし]

**○高林修委員長** それでは、パブリックコメントの結果及び市の考え方については、各会派に持ち帰って検討してきてください。

### (3) 区及び主要組織の組織編成、職員配置について

**○高林修委員長** それでは、協議事項(3)区及び主要組織の組織編成、職員配置について、当局から資料の説明をお願いいたします。

**○区再編推進事業本部副本部長** 資料は、資料3から枝番がついている3-1から3-5までの5つの資料となります。

まず、資料3-1、左上に組織図と書いてあるものです。表面の1ページは本庁組織となりますが、本庁組織全てを掲載しているわけではなくて、この表題にありますとおり、再編に係る部局を抜粋して掲載しております。例えばA福祉事業所でありますとか、保健センター、土木整備事務所、変更があるところを掲載しております。

裏面の2ページになります。こちら区役所の組織全てになります。このページの真ん中辺ですけれども、B区役所のところの米印でございますが、B区の副区長は2人体制とし、1人は区振興課長事務取扱、もう1人は北行政センター所長事務取扱とすることとしております。

次に、資料3-2でございます。資料3-2は組織別の職員数となります。大きく上に1とした大きな表と、2として下に小さな表がございます。1は区役所、福祉事業所、保健センター、2は土木整備事務所となります。表は左から令和2年4月1日現在、その隣、真ん中が再編後、5年後、一番右がその増減となっております。1の区役所、福祉事業所、保健センターについては、表の一番右下、各、総計の増減の欄でございますが、マイナス81人ということで、これまでお示したものと同数となっております。2の土木整備事務所につきましては増減はございません。

次に、資料3-3になります。主要市民サービス一覧というものです。パブリックコメントでも御意見をいただいておりますが、区役所、行政センターで取り扱う業務のうち、市民の方が多く利用されるものを掲載した資料となります。表の一番上に記号の凡例を記載しておりますが、二重丸は居住または土地が所在する地域のみで取り扱うサービス、一重丸は居住地域に関係なくどこの窓口でも取り扱うサービス、横棒は取扱いがないサービスです。これらは現在、再編前も同様の状況で、再編によって取扱いが変わるものはありません。例えば住民票の欄でございますが、全て丸となっておりますが、現在、例えば浜北区の方が東区役所で交付を受けることができますし、再編後も同様に東行政センターで交付を受けることができるといったこととなります。

次に、資料3-4でございます。こちらは土木整備事務所・出先グループの担当業務となります。表の一番上に記号の凡例を記載してあります。二重丸は再編後、現在の庁舎で追加して担当する業務、一重丸は現在の庁舎で担当している業務で、再編後も担当する業務です。現在の担当に二重丸が追加される形となります。表の中ほどですけれども、B-1、三ヶ日協働センターに置かれる出先グループですが、新たに設置する出先グループとなりますので、全ての項目が二重丸となっております。

最後に、資料3-5です。こちらは防災体制を図で示したものととなります。1ページ目の1、災害対策本部体制、2連携のイメージとも再編後も変わるものではございません。

裏面の2ページになりますけれども、現行と再編後の体制を図で示したものととなります。区本部、地域本部、合わせて14か所の体制を維持するものです。

説明は以上となります。

**○高林修委員長** 当局の説明は終わりましたが、1点私から確認させていただきますが、パブリックコメントの中で、例えばマイナンバーカードの交付については、区役所しかできないのではというふうにあったのではないですか。それに対する答えがこういうことだと思っておりますけれども、パブリックコメントの市の考え方と、組織の資料については全部整合されているということによろしいですね。

**○区再編推進事業本部副本部長** はい、整合を取ったものとなっております。

**○高林修委員長** それでは、資料3-1から5までについて質疑ある方、お願いいたします。

**○加茂俊武委員** 3-2の職員数ですが、北区を例に取らせていただくと、行政センターの人数で総計が書いてあるのですが、多分この下にグループがつくと思われまして。そのグループごとの現状の人数というのは出ますか。できれば、そのグループごとの人数を見て質問事項を考えたいので、できれば早めにいただけるものなのか、それは無理なのか、その辺を教えてください。

**○高林修委員長** 加茂委員、例えば北区ということですが、全部必要でしょうか。

**○加茂俊武委員** 特に福祉部門とまちづくりとか区振興課の組織なので、東、西、南の行政センター

も皆さん、多分気になるとは思いますけれども。

**○総務部次長（人事課長）** 今御指摘をいただきました各区役所の現状のグループ員の数ですが、令和2年4月1日現在の数でよろしければ出ますが、再編後の職員数は、どのようなグループが今後つくられるかということもあります。お示ししました3-2という資料では、職員の配置については各業務に応じて必要な職員数をそれぞれの所管に確認した上で数字を出しております。それが例えば今言われました北区の行政センターでどのグループ、区振興グループですとか、区民生活グループ、まちづくりグループとなったときにどういう数字が出るかというのは、それぞれの区役所で御判断いただく数字になるのかと思います。

**○高林修委員長** 人事課長、最初に令和2年4月についておっしゃったけれども、令和4年の4月1日ではないですか。

**○総務部次長（人事課長）** お手元にお配りしたものは、左側に令和2年4月1日現在の数字が入っていますので、そこはそごが出てくるかと思いますが……

**○高林修委員長** 加茂委員は現況とおっしゃったので。

**○総務部次長（人事課長）** 令和4年4月1日のグループ員の数ということでよろしいですか。

**○高林修委員長** 現況とおっしゃったので、僕は令和4年4月1日かという意図があったと思ったのですけれども、加茂委員、違いますか。

**○加茂俊武委員** 現況はここに出ている数字でいいです。区振興課23名、区民生活課28人とか出ているので。これが行政センターグループとして58名であれば、そうやって言ってほしいのですけれども、ここは多分そんなことにならないと私は思っているのですが、そこもまだ分かってない。

あと、保健福祉事業所について、B区だけ言うと、社会福祉課54、長寿保険課55というのは、これは多分区役所に浜北につくわけですよ。これを逆に言うと、ここから北行政センターに何人か振り分けるわけでしょう。それは例えば社会福祉グループになるのか、それから長寿保険グループになるのか、それとも福祉グループでくくりにして、グループ長が1人なのかとかと、その辺まではまだ全然検討されていないのですか。窓口では、年金を扱うのか、健康保険を扱うのか、どこへ行っても全員が答えられる組織を目指すのですか。ちょっとその辺が全く分からないので。

**○総務部次長（人事課長）** 再編後の福祉事業所の業務についての御質問だと思います。例えばB区設置と書いてあるところを御覧いただきますと、B区においては本庁組織として社会福祉課、それから長寿保険課を設置していくということで、この職員数については今記載のとおり、正規で30人と、それから25人ということになっております。その中の必要なグループにつきましては、それぞれの業務に応じて社会福祉課でグループを設置していくことになりますので、現状では、それぞれのグループの所属職員数をお示しすることは困難かという状況でございます。

**○加茂俊武委員** それでは、職員数はいいです。グループは、社会福祉グループ、長寿保険グループ、保健センターグループ、保健センターでいいということですか。

**○総務部次長（人事課長）** 例えば、A区設置という欄を御覧いただきますと、A区には社会福祉課、生活福祉課、保険年金課、長寿支援課、それから児童家庭課という課を設置していきます。この業務については、福祉事業所の業務となりますので、B区におきましても、それぞれ社会福祉課と長寿保険課でA区と同様の業務を取り扱っていただくこととなります。A区には今6課挙げてありますけれども、それぞれの業務に関するグループをB区の社会福祉課、長寿保険課の中に設置していくということになると考えております。

**○加茂俊武委員** それを図として表してもらってもいいですか、できますかね。区役所の福祉事業所があって、その後、行政センター内のグループとか出せますか。今の説明だと、B区に今度、保険年金課、長寿支援課、児童家庭課が増えるということに思えてしまいますけれども。

**○高林修委員長** 先ほど、副本部長にこの資料とパブコメに対する市の考え方に整合性はありますかと聞いたのは、今、加茂委員が懸念しているところと同様のパブコメがあったのですよね。それに対して、答えはしているのだけれども、ちょっとよく分からないところが市民の皆さんもあると思うのです。そこら辺を市民の皆さんに分かるような表にしてほしいということだと思っただけだけれども、加茂委員、それでよろしいですか。

**○加茂俊武委員** 本当にそうです。行政サービスを低下させないということの証明というか、それで市民は安心すると思いますよ。課長と補佐がいなくなるだけで、課とかグループは残って、ここで今までどおりやりますとか、違うのであれば、違うなりにちゃんと説明すべきだと思います。

**○高林修委員長** 今、人事課長はちょっと対応できないというお話でしたが、いかがですか。

**○総務部次長（人事課長）** お手元の資料の3-1を御覧いただきたいと思います。今、加茂委員から御指摘をいただいたところは、B福祉事業所というところで次長級の下を御覧いただき、右にたどっていくと、社会福祉課と、それから下に長寿保険課と記載があります。業務につきましては、社会福祉課では先ほど申し上げましたA福祉事業所と同様の業務を行うのですが、例えば地域福祉、障害福祉、生活保護、それから児童福祉、保育といった業務については社会福祉課で取り扱うという想定をさせていただきます。それから、同様に長寿保険課につきましては、高齢者福祉、介護保険、国保、年金といった業務を取り扱うことを今想定しております。ただし、職員数につきましては、現時点では再編後のグループごとの配置はお示しすることは困難ということなんです。

**○加茂俊武委員** B区は分かっているのですよ。全体のA区設置、B区設置、C区設置は分かりました。その下の行政センター、出先機関のグループを図で示せますかということなのです。例えば、3-1の資料のB福祉事業所の社会福祉課、長寿保険課は分かりました。これは課なので、現状の浜北区役所に設置され、北行政センターはその下になりますので、グループになるわけですよ。なので、行政センターに何のグループが配置されるかということを示してください。決まってないならいいですが、社会福祉グループとか長寿保険グループになるのか……。その辺はまだ分からないのでしょうか。

〔「もう少し直轄の詳細なものを示してくれ」と呼ぶ者あり〕

**○総務部次長（人事課長）** 今、申し上げたとおり、再編後のグループにつきましては、それぞれの所管課、B福祉事業所であれば社会福祉課で必要なグループを設置していくということで考えておりますが、グループの配分はそれぞれの課に任すという状況になると思います。

**○加茂俊武委員** そうすると、次の回答でいいのですけれども、社会福祉課、長寿保険課とあるけれども、出先グループは任せますよということは、地域福祉グループが1つになってグループ長が一人という可能性ももちろんあるということですね。

**○総務部次長（人事課長）** 業務に応じてなるということは、先ほど来申し上げておりますけれども、グループ制は、これまでの係制と異なる組織と認識しておりますので、それぞれの所属で適切な業務の遂行を考えると、1つのグループということはなかなかないです。それから、グループ長の職もございまして、その職責に見合った職員配置ということで可能なグループを設置していくということになると考えます。

**○加茂俊武委員** 現状、分かりませんので質問事項で書きます。再編後のグループは各福祉事業所が

考えますという回答をいただければ結構です。

**○齋藤和志委員** 今日、土木部の方がいらっしゃらないですが、資料3-4の土木整備事務所、出先グループの担当業務のことで確認をさせていただきます。まず最初の1点ですが、都市計画法32条の開発に係る許認可の中で、公共施設の管理者の同意というのがあるのですが、これは区の再編によって、この業務はそのまま本庁に残るのか、それとも土木整備事務所にはばけるのか、その点だけ教えていただきたいと思います。

**○区再編推進事業本部副本部長** 申し訳ございません。私のほうで御回答できる資料を持ち合わせていませんので、質問で上げていただければ御回答できると思います。

**○高林修委員長** 齋藤委員、もう1点ありますか。

**○齋藤和志委員** もう1点あります。同じ話になってしまいますが、表の中で、土木整備事務所等、出先グループがたくさんできるようになったという形ですけれども、工事の中の種類の中で、例えばA土木整備事務所、それからA-2出先グループというところがあるのですが、中規模要望で2500万円以下、用地なしという表現で、この用地買収については、土木整備事務所、それから出先グループの業務ですか。ここの区分けが分かりづらいなと思ったものですから、何を土木整備事務所ですって、何を出先グループですってということは、もう少し具体的に示してくれるとありがたいと思います。これについても併せて確認していただいて、何らかの形で示していただければということだけ申し上げます。

**○高林修委員長** では、副本部長、それも同様にということでもよろしいですね。

**○区再編推進事業本部副本部長** 次回、所管も出席する予定でおりますので、対応させていただきます。

**○稲葉大輔委員** 3-1の資料2ページ目ですが、組織図で、B区役所のところの米印は先ほど説明をいただきまして、次長級のところに米印があって二人体制ということだったので、非常にB区役所へ配慮して、丁寧な提案なのかと思いますが、A区役所については特に記載がなくて、ここについての考え方があればお願いしたいと思います。

**○高林修委員長** 稲葉委員、もう少し具体的に聞いてもらえますか。

**○稲葉大輔委員** A区役所の副区長とかセンター長の位置づけについてという意味ですね。

**○区再編推進事業本部副本部長** B区に関しましては、少しこれまでと取扱いを変えるといいますが、新たな提案ということで、米印で示させていただきましたけれども、A区、C区は特に米印の記載がございませんけれども、これまでと同様に副区長1名ということでの想定をしております。

**○稲葉大輔委員** ということは、1名は区振興課長の職責で副区長を兼ねているということでもよろしいですか。

**○区再編推進事業本部副本部長** 現在も、A区に関して中区、そしてC区に関して天竜区ですけれども、副区長単独で設置してございますので、それに倣えばそのような取扱いになると想定しております。

**○稲葉大輔委員** それに倣えばですから、兼任ではなくて単独の副区長が置かれるということですね。ほかの行政センター長については区課長級ということで、分かりました。

**○高林修委員長** というのが今、当局のスタンスなのですね。

**○太田康隆委員** 資料3-3は、市が提供する市民サービスなので直接関係ないのですが、もし分かれば教えていただきたい。法務局の出先の統廃合で、静岡地方法務局浜松支局の細江と浜北にあった出張所がそれぞれ廃止されるときに、証明書の発行機で何とか対応してほしいということで、市を挙げて、法務省にお願いしまして結果的に今の細江の北区役所、それから浜北区役所に法務局が管理す

る証明書の発行機があります。

区の再編後も、当然国がそういう形で管理していただいているものを継続して維持していただきたいと思います。強く思っていますが、その辺についてはどのように聞いていますか。

**○区再編推進事業本部副本部長** 現時点で、再編による影響はないと考えておりますので、現在と引き続きということで認識しております。

**○太田康隆委員** 当然、国とか県も様々な出先の統廃合であるとか、効率化ということを主張してくると思いますが、そういう過去の経緯をしっかりと認識していただいて、継続して維持していただくというような、市としてもそういう考え方を持っていただきたいということでお願いしておきたいと思いません。

**○岩田邦泰委員** 先ほどの稲葉委員が触れられた、B区役所のところの副区長の話です。これは、今日どうのということではなくて、質問でまた出させていただきますけれども、以前から区長がアウトリーチするべきだという意見を持っていて、副区長のことについて提案はあったけれども、というふうに思っていました。

先ほどから委員長もおっしゃっていましたが、やはりパブリックコメントの回答には何も副区長のことは書いてないにもかかわらず、この体制のところには書いてきたというのが解せないのです。そごがあるという話がありましたけれども、まさにそごがここにあったものですから、理由を確認するために、また意見・質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

**○高林修委員長** ほかに質疑はありますか、意見も含めて結構です。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** それでは、(3)区及び主要組織の組織編成、職員配置については、これも各会派に持ち帰り検討してきてください。お願いいたします。

#### (4) 区再編後の協議会体制について

**○高林修委員長** それでは、協議事項(4)区再編後の協議会体制について、当局から資料の説明をお願いいたします。資料の配付がありますので、お待ちください。

[資料の配付]

**○市民部長** 再編後の協議会の在り方について、ということでございまして、これは前回の特別委員会の中で、今現在、区協議会長会議及び区自治連会長会議において意見交換を実施させていただいているという経過報告をさせていただき、資料をお示しさせていただきながら、もう一度区自治連さんの意見交換に臨んでまいりますというお話をさせていただいたところでございます。

その特別委員会の中でも、今後の協議会の在り方については、例えば地域事情を考慮して住民の意見を反映する必要があるのではないか、また市として責任を持って応えていく協議会体制にすべきである、といったような御意見等々ございまして、そうしたことを踏まえ、今回こういった資料を区自治連会長会議にお示しさせていただいて、また御意見を頂いたというものでございます。

まず、上段のところ、1のところ。これは、役割ということでございまして、現在のところ1層目、2層目に想定をするべきその役割といったようなものを、少し簡単な内容にはなっておりますけれども、現状で整理できるものについて表にまとめたものでございます。横は1層目、2層目という形になっておりまして、縦は住民発意による提言・要望、現在は、建議・要望といった言い方をしておりますけれども、そうしたもの。それから、市の発意によるものとして諮問・答申と協議・報告といったよ

うなものが役割としては今後も必要であろうということでございます。

住民発意の太枠表示をしているところですが、今後の協議会、再編後の協議会にあっては、やはりこの部分で議論を活発化させていかなければならないといった市の思いとございますか、地域からの要望もございまして、そこを充実していくという意味で、太枠で囲ってあるということでございます。

2層目を御覧いただきますと、ここが実際には協議会の議論の中心になる層でございます、例えば住民発意のところで行きますと、旧区単位の地域課題をここでじっくりと拾い上げて議論をしていただく、また要望等があればこの中で議論したものを1層目に上げていくといったようなことを考えているところでございます。

それから、特別委員会からも御指摘をいただいておりますけれども、市発意の協議・報告の2層目の下から2ポツ目と一番下のポツでございますが、現状の協議会の大きな問題というのは、やはり住民の皆様から頂いた御意見、また市のほうからお話をさせていただいたもの等についての双方のフィードバックが基本的に欠けているといった問題点の御指摘がありました。これはやはり改善をしていかなければならないということで、この役割のところきちんと明記して、こうしたキャッチボールはきちんとやっていきますということをお示しさせていただいて、自治連さんにも説明したところでございます。

協議会の役割、また運用等の詳細につきましては、2で御説明いたします体制の枠組みが、この特別委員会の中でも確定した以降、引き続き、自治連、それから区協さんと協議を重ねながら中身を詰めていき、またその都度、特別委員会にも状況の報告と、御承認をいただくようなステップを踏んでまとめてまいりたいと考えております。

では、下段の2番のところですが、体制の枠組みということでございまして、これにつきましては先ほど地域事情や民意の反映、それから市が責任を持って応えていくものとすべきだという御意見を頂きまして、前回3月11日の意見交換のときにお示した資料の左側の案——特別委員会では3月23日にお示した資料と同じでございますが、これについて市としては最善ではないかと考えまして、今回、自治連さんにもこうした形でまとめていかがでしょうかという御意見を伺いました。

1層目については、御覧のとおり区の単位による協議会ということで3つ、それぞれの区に設けています。2層目については、旧区単位の協議会がございましてけれども、7つを維持をしていくということの基本として、この2層体制で協議会を組んでいきたいということでございます。ただ、この枠組みの中で非常に重要になってくるのが、その下に書いてございますエリアマネージャーによる総括といった記載からその下のところでございます。結局、2層目の下には、いわゆる地区自治連やまちづくり協議会さん等々が50の地区でその下に組織されてくるということになりますので、ここの地区の御意見、地域の要望等をいかにして2層目で拾い上げて議論をしていくかということが、今後の協議会の成否を握ると考えております。これは、自治連さんからも区協の会長会からも同様の指摘でございます。ここについては、コミュニティ担当職員がまずその運営、それから声の拾い上げについては強力にサポートしていかなければならないということでございます。

また、エリアマネージャーというのは、現在も各区に1名配置しております。これは、区の協議会の実際の運営と、コミュニティ担当職員の総括をしているところでございますけれども、なかなかこの働きが目に見えて出てきていないといったことがございましたので、併せましてここの機能をきちんと充実をさせていくということ、あえてこういった形で表示をさせていただいて、ここのところを頑張っていくということで自治連さんのほうに御説明をしたところでございます。

意見交換の中では、縷々御意見等を頂いておりますけれども、体制の枠組みとしてはこうした形で、

また市における重要な会議としてこれは位置づけなければならないといったような御意見も頂いた中で、協議会の形としては、この1層目3つ、2層目は一応7つということで御了承を頂いたところでございます。

資料の説明と意見交換の状況についての報告は以上でございます。

**○高林修委員長** 当局の説明は終わりました。市民部長の説明内容について、質疑のある方は御発言をお願いいたします。

**○稲葉大輔委員** まず、この資料で自治連と協議をされたということで、しかも了承をいただいたという話ですが、議会側の提案であった資料の詳細についてはない状況で、実際、市としてはこれ一本でいっているような感じを受けます。

その中で市民部長の意見では、この体制の枠組みの下の議会側が言っていた第2層であるコミュニティ職員のサポート、各50地域が重要だという意見を頂いてある上で重要であればこそ、やはりここを条例制定化すべきと思っておりますし、そういった説明や考え方が自治連の中でどう出たのか、市としてどうしてこれを市の提案としていくのか、もう一度説明をお願いします。

**○市民部長** 確かに、コミュニティ担当職員、エリアマネージャーによるこの地域の声の吸い上げが重要であるということは、当局、自治連さん、区協さんも同じ見解でございます。ただ、今回、自治連さんで、こういう形でよいのではないかというお話がまとまった経緯としては、現状と大きく組織立てを変えていくことについては、かなり慎重な御意見が多かったということがございまして、そうした中で言いますと、2層目は現行の区協がそのままスライドするような形で議論の中心として機能しているのではないかと、といったようなことがありましたので、そうしたことも踏まえて自治連さんとしてはこの形でよいのではないかというお話になったというものでございます。

**○稲葉大輔委員** 自治連の皆さんが、現状がよしとしているということと、現状の区の協議会が形骸化していて、より積極的な意見・要望が上がってくる組織にしていこうという議会側の思いとは、少し温度差があるという気はいたします。

一方で、市の提案の3つの協議会というのが、屋上屋を重ねるような形式的なものにならないかという心配もありますし、同じ質問をしますが、コミュニティ担当職員の50地域の条例制定化をしないと判断している理由が、今の説明では聞き取れなかったもので、そこももう一度お願いします。

**○市民部長** まず、1層目でございますけれども、確かに2層体制にするということになった時点で、屋上屋ということにならないようにどうしていくかというのは、そもそもの課題であり、これはどちらになるにしても2層目という形がありますので、それについては屋上屋にならないような形で進めていく必要があろうということで整理しているものでございます。

この役割のところ、上矢印で書かせていただいております。基本的には2層目で多くの議論をしていくという形になります。例えば、区全般にわたるもの、もしくは区を越えて市全般としてやっていくような、やっていくべき議題、もしくは市民の御要望等については、これは1層目のところでここに書いてあるように共有と精査を図りつつ、さらにこれは区の協議会という形になりますので、区長、それから区政担当副市長にその情報をきちんと上げていくということができると考えておまして、そういう意味では同じものを二度やるということではなくて、1層目は2層目のいわゆる精査をするのとともに、その上の、市の体制の上に情報、意見を上げていくといったことを1層目としては考えています。

また、1層目については、基本的には市からお願いする諮問・答申について御議論いただくということで、2層目については横バーが引かれております。ただし、その情報についてはきちんと2層目にな

ろすということで、協議・報告のところに諮問・答申に関する報告等を入れさせていただいて、これは協議会全体として情報は共有を図っていきたいと考えておりますので、そうしたところで、1層目と2層目が屋上屋の機能ではないかということは、きちんと整理して避ける形で運営ができるのではないかと考えております。

もう1点、コミュニティ担当職員に関する前回の資料で言いますと、右側の図のところでは2層目をここにできなかったということがございますけれども、これは結局機能とすると、自治連さんの意見交換の中でも、この前回の資料の右の図と左の図というのは基本的に大きく変わることはないという御意見もございました。

ですから、あえて3層という言い方をさせていただきますと、50地区についての重要性は当然認識をしていただいているところではございます。ただ、1層目についてきちんと区の協議会として機能させていく体制であるべきだというお話が1点。それから、先ほど説明しました繰り返しになりますけれども、実際の運営に関しては、できるだけ現状から大きく離れないような形の中で、まずは組織化を図ってほしいというお話があったということ踏まえまして、こうした形での枠組みとして説明をし、それがよいのではないかと御意見を頂いたものでございます。

**○稲葉大輔委員** 今日、結論づけることではないと思いますので、回答は今のとおりで承っておきます。

ただ、2層にするということを先に決めたがために、無理やりこの1層目をつくっているような気がしてならないので、本当にこの1層目はいるのかどうか、2層目だけでいいのではないかと今は感じましたので、それらも含めてこれからまた協議をさせていただければと思います。

**○加茂俊武委員** 前回お話ししましたが、自治連の場合、北区はA区とB区に分かれますが、自治連の中で今の北区の意見はどういう感じだったのですか。多分、A区の自治連会長が代表で出ていると思うのですが、北区を背負ってちゃんと出てきていただいているのか。

**○市民部長** 私としては、そういうふうに認識をさせていただいております。

**○加茂俊武委員** 北区は単独でしっかりと説明をしてほしいなど。北区自治会連合会でしっかりと説明をしてほしいと思いますので、もう1回要望しておきます。

**○市民部長** 確かに、北区の部分については、自治連さんの意見交換の中でも少しいレギュラーな形になる、ということは認識いただいております。ここについて、どう自治連さんと協議会が結びついていくのかについては、今後もう少し詰める必要がある、ということはお話として頂いておりますので、当局としても当然整理をしていかなければならないという認識の中で、詳細は詰めさせていただきたいと考えております。

**○加茂俊武委員** 現状はA区の方が代表で出ていますが、北区に関しては本当にイレギュラーなので、やはり北区自治会連合会として説明をしてほしいというのは要望となります。

**○市民部長** 承らせていただきます。

**○酒井豊実委員** 天竜区の協議会については形骸化しているところか、ますます活発な議論や要望、市民、市当局からの回答などが行き交いまして、時間が毎回足らないというような状況なので、さらにその生命力を持続させて発展させるという方向が大事だなと改めて思いました。

それで、自治連の会長さんの会議では、ここに書かれているC区協が2層目もなく一体化して出された提案に対しては、どのような反応があったのか伺います。

**○市民部長** C区協、現行の天竜区の協議会については、委員御指摘のとおり非常に議論としては活

況を呈しているという状況は、当局としても承知をいたしております。

その中で、意見交換の中では、やはりこの部分の一つの箱になっているというお話を頂きまして、現状、地域の課題、声が直接協議会のところに非常に入りやすい状況であるということをお説明させていただきました。それは当然天竜区の自治連の会長さんも御承知の上で、場合によっては、1層で運営をしていくということも、当局としては柔軟に検討していますということを御説明し、そういうことであれば承知をしました、というお話は頂いております。

**○高林修委員長** ほかは、よろしいですか。副委員長、特にいいですか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** 自治連の会長さんたちとの意見交換会へは、正副委員長として出席いたしました。正直、私もこの件に関してはまだまだ考えるところがありますが、基本的には各自治会連合会の会長さんは了解をされたということですのでけれども、私の要望としては、当事者である区の協議会会長さんにもこの件については当然伝えてほしいということは当局に申し上げます。

それと、今、北区の話が出ましたけれども、50の自治会連合会会長さんたちにもこの件は伝えてくれるということはその場でも申し上げます。

また、意見交換会の中で聞いている限りでは、コミュニティ担当職員に関する不満が非常に出ていまして、言い換えるとしっかりとしたコミュニティ担当職員がいてくれることがまず大事だという話でしたので、それを前提としてこの体制の枠組みでいいのではないかと、という感覚を持ちましたが、副委員長、それでよろしいですか。

**○関イチロー副委員長** 今、委員長がおっしゃったように、コミュニティ担当職員の重要性という部分と、それから職員としての能力とか適性とか、そういうようなものが非常に大事であると、その辺を当局でしっかりと研修して育ててくれというようなお話もありました。

逆に、私どもが申し上げたのは、地域でも育てていただいて、お互いに地域と当局との間で有用なコミュニティ職員を育て上げようではないかと、というような意見の合意はあったかと承知しております。

**○高林修委員長** 申し訳ないですが、もう一度確認の意味で、この協議会に関するスケジュールを整理していただきたいのですが、いかがでしょうか。区協議会設置条例というのも当然あると思うのだけれども、もう一度お話していただければと思います。確認です。

**○区再編推進事業本部本部長** スケジュールに関しては、以前2月に御協議いただいたときには、市民意見等を踏まえ10月頃までに結論ということでございますが、この10月頃というのは条例案をまとめていかなければいけないということでのデッドラインという認識をしております。少なくとも、枠組みのことにしましては、例えば決定の段階である程度めどがついているというのは望ましいのではないかと、というのが、そのときの議論でもそのような趣旨の御発言があったかと記憶しております。そこは私どもも同様に受け止めておりますので、少なくとも今日配付されました資料の2番の体制の枠組み、この辺のいわゆる軸となるところにつきましては、スケジュールの協議をしていただく際にもありましたけれども、早めに結論が出るのが望ましいと考えております。

**○高林修委員長** 具体的なスケジュールはなかなか難しいかもしれませんが、皆さんよろしいですか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** ちょっと独り言に近いのですがけれども、区の協議会の枠組みというのは、これで議論が始まるというか、当局がこれを示しているのでも、また質疑・意見も交えてやっていきたいと思っておりますが、これで決まったわけではないというのは、マスコミさんにもお願いしたいと思います。こうい

う表現の仕方、そこのところは考えてほしいと思っています。これでいきますみたいなことが新聞紙上に出ると、我々委員会としては本当にやりにくいので、今ここにいらっしゃるマスコミの方に申し上げたいと思います。

それでは、区再編後の協議会体制についても、各会派に持ち帰り検討することといたします。

本日の協議事項は一通り終了いたしました。

各協議事項に対して、本日の質疑・意見のみでは十分ではないため、次回の委員会では各会派で検討した内容について改めて質疑・意見を伺い、区割り案の決定に向けて進めてまいりたいと思います。

開催日程ですが、事前に通知しておりますけれども、4月28日木曜日午後1時半からとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、当日4月28日の協議を円滑に行うため、質問項目については確認の意味であらかじめ取りまとめておきたいと思います。内容的には、今回、当局から示された本日の資料及びその説明の中から不明な点や確認が必要と思われる点が対象になるかと思いますが、事務局として考えはありますので、示してください。

**○調査法制課長** 本日の委員会におきまして、各会派に持ち帰り検討と結論づけられたものは3点ございます。1点目が浜松市区再編（案）パブリック・コメント結果及び市の考え方について、2点目が区及び主要組織の組織編成、職員配置について、3点目が区再編後の協議会体制について、になります。先ほど委員長が言ったとおり、こちらで質問事項をあらかじめ取りまとめて当局にお示しして、回答を準備していきたいと思っております。

委員会終了後に、用意でき次第、様式等を各会派にお分けいたしますので、そちらに記載後、提出ということでお願いできればと思っております。

提出の期限ですけれども、資料等ボリュームもかなりありますので、次回の委員会の2日前になりますが、4月26日火曜日の正午を締切りということでお願いしたいと思っております。

こちらからのお願いでありますけれども、当局も案件によっては回答作成に時間がかかるものもございますので、可能であれば早めの御提出をお願いできればと思っております。

また、正確なお答えをするために、なるべく具体的に御質問などの記載をお願いできればと思っております。

**○高林修委員長** ただいまの調査法制課長の説明に対して、確認をしておきたいことはございますか。

1点、おわびがありまして、質問していただくのは、先ほど課長もおっしゃったようにパブリックコメント、主要組織の組織編成、それから区協議会の体制について、ございまして、デジタルの活用については報告事項でございましたので、それについては今回、対象外とさせていただきます。

4月26日までの質問で全部を打ち切るわけではありません。当然そこで質疑があつて意見があれば、今後も発展的にいろいろと協議していかなければいけないので、26日に出たものしかやりませんということはありませんので、そこのところは御承知おきください。

**○酒井豊実委員** 会派が私どもは4人ですが、この3件の資料については一人一人ないと大変かと思うのですが、これは議会事務局でプリントしていただけるのか伺います。

**○調査法制課長** 印刷の御要望とあれば可能ですけれども、ダイレクトクラウドボックスに資料を格納させていただいておりますので御確認いただき、もし必要であればまたおっしゃっていただければと思っております。

**○高林修委員長** ほかにはよろしいですか。

それでは、質問項目の提出に当たりましては、委員の皆様には、これまで本特別委員会で協議してきたことを十分に踏まえていただき、その内容については、少しきつい言い方させてもらおうと、そもそも論とか後戻り論はやめてください。あくまで提出された資料について真摯に質問・意見を書いていただきたいと思います。

それでは、以上で行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

15:38